国立身体障害者リハビリテーションセンターの 今後のあり方に関する検討会中間報告書 (要旨)

この報告書は、センター設立時の趣旨・目的と実現状況を検証し、過去 30 年間の時代の流れの中から醸成されてきた障害者福祉の基本的思想、法律、制度の改定を踏まえて、取り組むべき課題を明らかにして将来方向を展望することにより、今後のあり方を検討することを目的とした。

1 センター設置の目的

- ・ 障害特性に対応する設備を備え、身体障害者の医学的、社会的、職業的リハビリテーションを一貫して実施するとともにリハビリテーション技術、福祉用具の研究開発、専門職養成研修、情報発信及び技術指導を行う国立施設
- ・ 国際協力及び重複障害者への対応も主体的に実施

2 これまでの取組と現状

- ・ 全体としてはほぼ目的を達成
- ・ 部門間連携、重度重複障害者支援、地元自治体等と連携した継続支援、事業 者等間ネットワーク構築に課題が残る
- ・ 今後、重度・重複障害者、精神障害、知的障害にも段階的に取り組む
- ・ 障害を「生物・心理・社会」学的に理解し、ノーマライゼーション、自立生活、自己選択と自己決定、完全参加、機会平等、差別禁止、多様性尊重などの理念に基づいて我々の活動を見直す時期と認識

3 センターの展望

共生社会の構築にむけて、障害を持つ人々のリハビリテーション過程のなかで、健康管理、機能回復、能力向上、日常生活自立、社会生活技能習得、職業能力学習を中心にした支援の提供および国が行うべき障害者に対する施策に向けた新技術・新手法を研究開発することにより、障害を持つ人々の福祉の向上をはかり、共生社会の構築に貢献する(図)。

4 理念

ノーマライゼーション、自立生活、自己選択と自己決定、完全参加、機会平等、 差別禁止、多様性尊重を行動理念とする。

5 到達目標

- ① 少子高齢社会における多様な障害に対応する「国立障害者リハビリテーションセンター」
 - ・ 高齢障害者に対するサービス、福祉用具の研究・開発、実証、普及
 - ・ 障害児療育と成人期リハビリテーションサービスとの連続性を確保する支援モデルの開発・検証と普及
- ② 先進的リハビリテーション医療実践、政策福祉推進の中核的機関
 - 研究所における障害者の健康・医療、福祉、就労、機器に関する研究成果

- の臨床応用を進める。
- ・ 病院、更生訓練所における日常的実践活動記録を地道に積み上げ、リハビリテーション医療、福祉の論理化、成果を検証する。
- ③ 研究・開発、実践・検証、人材育成、関連情報発信の統合型機関
 - ・ 病院を障害者の健康管理、機能回復をめざす保健医療機関として機能強化
 - ・ 医療、福祉、就労のサービスを融合させる共通理解を国の機関として推進
 - ・ 成果を海外の障害者医療福祉の発展に提供し、国内の政策に提言
- ④ 社会生活を支える保健、医療、福祉、就労支援サービスモデルの開発・検証と普及・啓発
 - ・ 保健、医療、福祉、就労支援サービスモデルの確立と一体的提供
 - ・ 障害を持つ人々の健康管理、障害予防、機能代償の実践的研究を促進
- ⑤ 戦略的運営体制による効率的な事業展開
 - ・ センターの企画、運営、管理体制を整備
 - ・ 戦略的事業展開を可能とする情報収集、分析、発信システムを構築
 - 部門横断型事業実施体制の整備

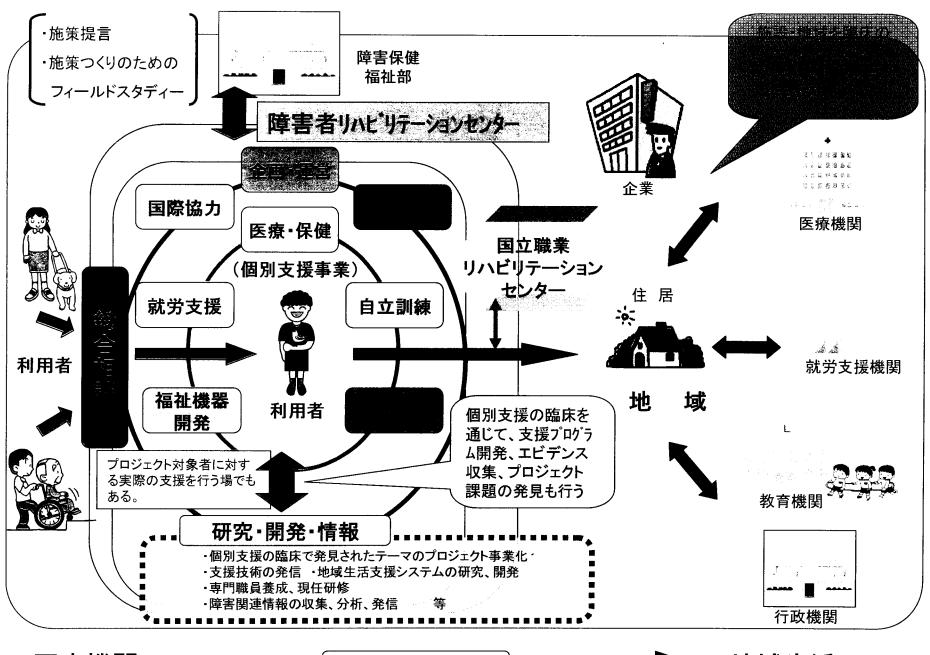
6 センターの部門ごとの課題

「更生訓練所]

- ① 支援サービス提供体制の強化と見直し
 - ・ 利用者の社会生活力に応じた支援サービス提供体制の整備
 - ・ 指定障害者自立支援施設としてのサービス内容や人員配置の最適化
 - ・ 身辺介助が必要な利用者受入れ
 - · 重度·重複障害者支援体制整備
- ② 支援サービスプログラムの改良と新規プログラムの研究開発
 - ・ 社会のニーズを反映した支援プログラムの改良、開発体制の整備
 - ・ 職リハ不適合者への一般就労のための職業訓練
 - ・ 重度、重複障害者支援プログラム開発
- ③ 地域との連携によるサービス支援機能の強化、新規事業の開拓
 - ・ 企業との連携による社会生活技能、職業技能の習得の場を開拓
 - ・ 地元企業と協力し、求人条件に合った能力を開発する就労支援体制を整備
 - ・ 地域資源を活用した実用性の高い支援モデル (所沢モデル) を開発

「病院]

- ① 障害を持つ人のヘルスケア、リハビリテーション医療の臨床研究
 - ・ 障害特性に配慮した診療環境(診療体制、設備・施設)の整備
 - ・ 臨床研究の活性化による福祉への連続性を持つ統合的診療体制の強化
 - ・ 新たなリハビリテーション手法開発研究への参画・参加
 - ・ 自立生活を支えるヘルスケア、二次障害予防に関する研究の推進
- ② 新たな障害種別への取り組み
 - ・ 患者の障害特性に応じて多くの時間や特別な配慮が必要な部門における取 組方法を体系化し、普及させる仕組みを構築
- ③ 地域との連携強化による診療機能の強化
 - ・ 在宅生活支援体制の整備
 - ・ 患者・家族への疾病、看護、介護、福祉に関する知識、情報の提供、健康



医療機関

支 援

地域生活

国立身体障害者リハビリテーションセンターの 今後のあり方に関する検討会中間報告書

平成19年12月26日

国立身体障害者リハビリテーションセンター

目 次

国立身体障害者リハビリテーションセンターの現状とミッション ーーーー	1
(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター設置の目的	1
(2) センターのこれまでの取組と現状での課題	3
① 各種リハビリテーション施設のモデルとして身体障害者の 医療から職業訓練までを一貫して実施する国立施設	3
② すべての障害にわたる、医学的、社会的、職業的リハビリ テーションや評価の部門の整備	4
③ 補装具を含めリハビリテーション技術全般にわたる研究開発とリハビリテーション事業に従事する技術者の養成研修の積極的な推進 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	5
④ 身体障害者のリハビリテーションに直接関係のある診療科 目に加えて、身体障害のため一般病院に入りにくい障害者の ために特別な設備を備えるリハビリテーション病院の設置	6
⑤ 内外の情報の収集交換	7
⑥ 身体障害者更生援護施設等に対するリハビリテーション技 術の指導	8
⑦ 国際協力の推進 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	9
⑧ 精神障害、知的障害を伴う身体障害者への取組	1 0
(3) センターのミッション	1 2
① 少子高齢社会における多様な障害に対応する「国立障害者 リハビリテーションセンター」	1 3
② 先進的リハビリテーション医療実践、政策福祉推進の中核 的機関	1 3
③ 研究・開発、実践・検証、人材育成、関連情報発信の統合 型機関	1 4

④ 社会生活を支える保健、医療、福祉、労働支援サービスモ デルの確立と一体的提供	1 4
⑤ 戦略的運営体制による効率的な事業展開	1 5
2 センターの部門ごとの課題 ーーーーーーーーーーーーー	1 7
(1) 更生訓練所	1.7
(2)病院 ————————————————————————	2 4
(3) 研究所	2 9
(4)学院 ------------	3 9
(5)情報の収集・提供	4 3
(6) 国際協力	4 4
(7) その他の課題	4 5
·	
3 今後の方向	4 6

国立身体障害者リハビリテーションセンターの 今後のあり方に関する検討会中間報告書

1979年に国立身体障害者リハビリテーションセンターが設置されてから、四半世紀を越す年月が経過した。この間に、国際的にも国内的にも障害者を取り巻く社会環境は大きく変化した。同時に、われわれが依拠する障害の定義、障害のとらえ方、リハビリテーションの理念、目的、障害者の基本的人権、社会保障制度、法律など、どれをとっても、センター設立当時から大きく変化した。保護の対象とされ、社会から隔離されていた障害者は、社会でのあらゆる活動に参加する権利を持つ存在として認められ、社会にはその権利を保障するために合理的配慮をおこなう義務が課せられた。

我が国は、少子高齢社会となり、高齢者の加齢に伴って生じる障害が社会の重荷となっている。社会の変化、医学の進歩が相まって国民の疾病構造が変化し、障害の態様も変化し、これまでにセンターが対象としてきた若年・成年の身体障害者の属性も変化し、数も減少した。最近10年余の間に、障害者基本法、介護保険法、障害者自立支援法などの改定、制定により、長い間にわたって我が国の障害者福祉施策を規定してきた原理・原則も吟味と変革が求められている。

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、我が国の身体障害者の医療から就労まで総合的なリハビリテーションを先導する施設として設立された。当初は、医療、福祉、就労いずれの領域においてもセンターの実践そのものが我が国において先導的役割を果たしていた。社会の進歩、医療制度の整備にともない、全国的に施設が整備され、技術の普及がすすみ、センターの先進性が失われ、先導的役割を果たす場が減少している。

センター設立以後に、障害の概念、障害者福祉の理念、医療技術、リハビリテーション 技法、社会福祉サービス提供体制、法制度などに大きな変化があった。また、社会は少子 高齢社会となった。このような社会の変化を乗り越えて、センターに求められている障害 者のリハビリテーションを先導する役割を果たしていくために、そのあり方の検討が必要 と考えられる。センター設立時の目的とその実現状況を検証し、今日に解決すべき課題を 明らかにし、将来向かうべき方向を展望することにより、センターの今後のあり方を検討 した。

1 国立身体障害者リハビリテーションセンターの現状とミッション

(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター設置の目的

昭和39年の東京オリンピックに引き続いて開催された東京パラリンピック大会においては、参加各国の身体障害者の活躍が顕著であり、わが国の身体障害者リハビリテーション施策の遅れが強く意識された。

この流れの上から、昭和41年11月及び昭和45年8月の身体障害者福祉審議会答申 において、国立身体障害センター、国立聴力言語障害センター及び国立東京視力障害セン ターを再編した国立リハビリテーションセンターの創設が提言された。

- 提言の具体的な内容としては、41年答申においては、
 - ① 「各種リハビリテーション施設のモデルとして身体障害者の医療から職業訓練まで を同一施設内において、一貫して実施する国立施設を設けるべきである。
 - ② この場合現在の国立身体障害センターを中核に、既存の視力障害センター及び聴力 言語障害センターを活用して、
 - ③ すべての障害にわたり、医学的、社会的、職業的リハビリテーションや評価の部門を整備するとともに、
 - ④ 補装具を含めリハビリテーション技術全般にわたる研究、開発部門とリハビリテーション事業に従事する技術者の養成部門についても今後国が積極的に推進すべく、
 - ⑤ これらすべての機能を総合的に結合した大規模の国立リハビリテーションセンターとすることが適当である。」とされている。
- また、45年答申においては、
 - ① 「遅れているわが国の身体障害者に対するリハビリテーション技術の研究開発、内外の情報の収集交換、身体障害者更生援護施設等に対するリハビリテーション技術の指導等を行う専門機関として、国立の身体障害者リハビリテーションセンターを、早急に設置すべきである。
 - ② このリハビリテーションセンターには、リハビリテーション技術の研究開発等を推進するための機関として、リハビリテーション病院及びリハビリテーション施設を、また不足しているリハビリテーション関係職員の養成及び研修を行う養成所等を附置すべきである。
 - ③ リハビリテーション病院には、身体障害者のリハビリテーションに直接関係のある 診療科目のほか、身体障害のため一般病院に入りにくい障害者のために特別の施設が 用意されている病院を設置することが必要と考えられる。
 - ④ このリハビリテーションセンターの設置にあたっては、現在の国立身体障害センター及び国立聴力言語障害センターの全部、並びに国立東京視力障害センターの機能のうち、視力障害者の調査研究に関する部分を統合することが適当である。」と指摘されている。
- この二度にわたる答申を受け、更生訓練所、病院、研究所、学院を有し、これらが緊密に連携して身体障害者のリハビリテーションを推進する、今日でも世界にも例を見ないような国立身体障害者リハビリテーションセンター(以下、「センター」という。)が、より高度な職業技術や資格を付与するための職業リハビリテーションを担当する特殊法人の国立職業リハビリテーションセンター(以下、「職リハ」という。現在では独立行政法人の組織となっている。)とともに昭和54年7月にスタートした。

(2) センターのこれまでの取組と現状での課題

センター設立以来、既に30年近くが経過する中で、二度の答申に示された内容はかなりの部分で実現してきている。答申に示された事項を要約すれば次のとおりであり、これらの要請に応えるべく取組が行われてきた。

- ① 各種リハビリテーション施設のモデルとして身体障害者の医療から職業訓練までを一貫して実施する国立施設
- ② すべての障害にわたる、医学的、社会的、職業的リハビリテーションや評価の部門の 整備
- ③ 補装具を含めリハビリテーション技術全般にわたる研究開発とリハビリテーション事業に従事する技術者の養成研修の積極的な推進
- ④ 身体障害者のリハビリテーションに直接関係のある診療科目に加えて、身体障害のため一般病院に入りにくい障害者のために特別な設備を備えるリハビリテーション病院の設置
- ⑤ 内外の情報の収集交換
- ⑥ 身体障害者更生援護施設等に対するリハビリテーション技術の指導

また、答申には触れられていないものの、センターとして

- ⑦ 国際協力の推進
- ⑧ 精神障害、知的障害を伴う身体障害者への取組 にも力を注いできた。

これらの項目について、これまでの取組と現状での課題を見れば次のとおりである。

① 各種リハビリテーション施設のモデルとして身体障害者の医療から職業訓練 までを一貫して実施する国立施設

ア 総合的リハビリテーション施設モデルの提示

○ 民間のリハビリテーション施設等においては、身体障害者に対して総合的な医療を提供する医療施設を併置することは困難であり、地域の医療機関と協力医療機関としての契約を締結することにより万一の事態に備えるものが殆どである。

また、職業訓練についても、授産施設等の福祉的就労の場を設けて、当該授産科目について訓練を行うものが一般的である。

○ センターにおいては、更生訓練所と200床の病院とが併設されており、また職リハ が隣接されてセンター利用者に職業訓練を実施しているなど、答申に沿った体制が整備 され、医療、福祉、就労部門が連携した施設モデルとして整備されている。

イ サービス提供上のモデル提示の課題

- しかし、民間施設等に対するサービス提供方法のモデルの提示については、センターと同内容の部門や規模を備える施設が存在しないためにセンターの運営方式をそのまま開示しただけではモデルとはなりえないこと、更には医療法に基づく病院と障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設(従来は国の設置する身体障害者更生施設)、職業能力開発促進法に基づく中央障害者職業能力開発校という制度の違いによって病院、更生訓練所及び職リハの運営が分断されているきらいがあり、綿密な連携体制の構築に苦慮したところである。
- これらの課題を解決し、センターの各部門並びに職リハが一体となって新たな諸課題 に立ち向かっていくためには、管理部が運営・事業全般にわたる総合調整機能を発揮し、 各部門の取組を支えていくことが必要である。
- この場合、職員の資質の向上や各部門の運営の効率化、更には国立光明寮、国立保養 所等の他の国立施設との連携強化もしくは機能の一元化も視野に入れて効果的な組織の あり方を検討していくことが必要と考える。
- ② すべての障害にわたる、医学的、社会的、職業的リハビリテーションや評価 の 部門の整備

ア 身体障害者に対するリハビリテーション

- 創設当時から肢体不自由者、聴覚言語障害者及び視覚障害者を対象としてきた。漸次 内部障害者も受け入れ、今日では、すべての身体障害を対象として各種リハビリテーションを提供している。
- その内容についても、それぞれの障害特性に応じ、病院の診療・訓練機能、更生訓練 所のサービス提供機能、職リハ利用の相談・訓練機能等を拡充してきており、身体障害 に係る各種リハビリテーションの提供体制は他に例を見ないものである。

イ 重度化・重複化する利用者支援の課題

- 近年、社会環境が整備され、職能訓練、職業訓練を経ることなく社会参加を果たす障害者が増えたこと、少子社会となり職業訓練を求める学卒者が減少したことなどにより、一定の訓練を受けなければ社会参加が困難な障害者の障害程度が重度化してきている。病院、更生訓練所利用者の障害程度も重度化しつつあり、また知的障害、精神障害、認知障害などと身体障害を併せもつ重複障害者の利用が増加している。しかし、これら利用者の重度化・重複化に対するセンターの支援体制の整備が遅れている。
- 今後は、これら民間施設では受入がさほど進まない重度障害、重複障害の方々につい

て、物的環境等の段階的な改善や専門職員の確保等を進める中で支援方法の確立をはかり、国の施設としての役割を明確にしていくことが必要であると考える。

ウ 病院利用者に対するリハビリテーションの課題

- 病院利用者のリハビリテーションが、医療、福祉、就労、地域生活へと円滑にかつ切れ目なく進められるために、コメディカルスタッフが果たすべき役割が大きい。MSW (医療ソーシャルワーカー)、臨床心理士などの専門職は、病院から福祉、就労、社会生活への移行を円滑に進めるためには必須である。これらの人材不足が、センターの部門間、センターと地域との連携に不十分さが見られる一因と考えられる。
- 病院の入院患者が障害者として社会生活技能、職業技能習得が必要となる場合には、 これらのサービスは医療保険ではカバーされない。入院患者で職業的リハビリテーショ ンを希望する者については入院中に身体障害者手帳申請手続きを行い、退院から時間を おかずに更生訓練所、職リハ利用への移行を図っている。
- 入院患者の更生訓練所、職リハへの早期移行や在宅生活を促進するためには、病院と 更生訓練所及び職リハの個別事案に関する連携を強化するとともに、地域の社会資源と も連携した取組を図ることが必要である。

エ リハビリテーションに関する評価体制の整備

- 各種リハビリテーションに必須となる心身機能、生活機能の評価を行う体制は、それ ぞれの部門において整備されている。近年、リハビリテーションの現場に国際生活機能 分類 (ICF)、生活の質 (QOL)、自己決定権、自立生活の定義など障害に関する新たな 理念、概念が取り入れられた。従来の尺度、方法をこれらの理念、概念を反映したもの に変えていく必要がある。
- 施設としての機能評価が求められる時代となり、研究所では、国の大綱的指針に基づいて厚生労働省が定める「厚生労働省の科学技術開発評価に関する指針」等に則り、外部評価委員による研究機関評価を平成11年度から、また、研究所内部委員による研究者の業績評価を平成14年度から、それぞれ毎年実施してきている。

更生訓練所では、支援費制度の発足に伴って3年間にわたって自己評価を実施し、サービス体制の改善に役立ててきた。

病院は、本年(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価を受け、認定病院となるために施設、設備、診療システムの改革・整備を行っている。

これらの施設機能評価を継続的に行い、機能改善を不断に継続していく体制を整える必要がある。

③ 補装具を含めリハビリテーション技術全般にわたる研究開発とリハビリテー

ション事業に従事する技術者の養成研修の積極的な推進

ア 福祉機器・リハビリテーション技術の研究・開発

- 研究所は、運動機能系障害研究部、感覚機能系障害研究部、福祉機器開発部、障害工学研究部、障害福祉研究部、補装具製作部の6部13研究室が、積極的に外部資金を獲得して、医学、工学、心理学、社会科学、行動科学にわたる学際的な研究・開発に成果を上げている。
- 国立施設としてのセンターの存在意義は、民間では開発困難な福祉機器、障害者のリハビリテーションやケアのモデルを研究・開発し、国内外に普及を図ることにある。今後も研究所を中心に、更生訓練所、病院、職リハが連携して、利用者のニーズに基づく研究・開発を行い、開発した成果を更生訓練所、病院、職リハにおいて検証し、学院の養成・研修やセンターの情報発信機能を利用して普及させる取組を進めることが必要である。

イ リハビリテーション技術者の養成・研修

- 国立聴力言語障害センターから引き継いだ言語聴覚学科をはじめ、昭和57年には義 肢装具学科を、平成2年には視覚障害学科と手話通訳学科を、平成3年にはリハビリテ ーション体育学科を開設し、リハビリテーション専門技術者を養成している。いずれの 分野においても他の養成校の指導者や訓練の現場における指導者を輩出している。
- 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、臨床心理士、盲 ろう者ガイドヘルパー、手話通訳士、更生相談所身体障害者福祉司などのリハビリテー ション専門職を対象として、年間20コースを越える研修会を実施し、国内のリハビリ テーション専門職の資質向上、センターの技術開発、モデルの普及に貢献している。
- 今後とも、学科の教育体制、研修会の研修内容などに時代の要請を反映させ、高い能力を持つ専門職の養成や現任専門職の職業技能の向上を図り、障害者リハビリテーションの水準を上げることに貢献する。
- ④ 身体障害者のリハビリテーションに直接関係のある診療科目に加えて、身体 障害のため一般病院に入りにくい障害者のために特別な設備を備えるリハビリ テーション病院の設置

ア センター病院の体制

- 病院は、身体障害者及び高次脳機能障害者並びに障害者となるおそれのある方を対象 として、13の診療科と3つの機能回復訓練部が設置されている。
- 各診療科は疾病治療に続く機能回復・日常生活自立のためのリハビリテーション並び

に在宅障害者の疾病治療、二次障害の予防、健康維持を目的とした診療を行っている。

- 障害がある人々には、障害に特有な健康問題がある。病院では脊髄損傷者の健康維持・増進のために人間ドック、スポーツ指導、挙児(こどもつくり)支援、健康教室等を開催している。
- 障害に起因する病院利用に際しての様々なバリアの解消のため、ストレッチャーのままで歯科診療を行うことができる設備、車椅子のままで胸部撮影ができるレントゲン写真撮影装置、頸髄損傷者用のトイレ、視覚障害者用の点字ブロック、聴覚障害者とのコミュニケーションをはかる文字盤の整備などに取り組んでおり、障害がある人々の診療に役立てている。

イ 支援体制の普及

- 高次脳機能障害者の診断・治療、生活訓練、就労支援に関する施設における支援体制の整備は進んだが、病院退院後、更生訓練所修了後の支援体制の整備は遅れている。今後は支援普及事業を先導する中で民間施設でも取組が可能な訓練プログラムの提示など自立訓練(生活訓練)での取組を普及していく必要がある。
- 今年度から、青年期発達障害者の自立生活・就労支援の取組を開始した。
- 入院患者の受傷・発症から入院までの期間が長期化している。初期診療を担当する病院との連携を強め、急性期医療の場からリハビリテーション医療が開始され、回復期リハビリテーション、自立訓練、就労支援、在宅生活とスムーズに移行できるように働きかけていくことも病院の役割である。

⑤ 内外の情報の収集交換

ア 情報管理体制の現状

- 創立以来、障害または障害者リハビリテーションに関する情報は、主として個別研究 の一部として収集され、活用されるとともに、本省などの求めに応じて提供されてきた。
- 専門的な情報収集・管理するデータベースシステムの開発・管理については、財政的、 人的制約から行われていない。
- 現状ではセンターホームページや毎月発行しているリーフレットによる簡易な情報提供、図書館への専門図書の整備、見学者の説明などにより情報提供を行っている。

イ 取り扱う情報の現状と課題